宇治市ジュニア文化賞等表彰規程

（趣旨）

市内の小・中学生及び高校生等の文化に関する意識の高揚や振興を図るため、文化活動に関して優秀な成績を収めた者又は顕著な成果を挙げた者に対し、市長が表彰し、その顕彰をするものである。

（表彰の対象）

市内に在住・在学する小学生・中学生及び高校生又はこれらに準じるものを対象とする。

※「準じるもの」とは、各種学校などに在籍する者・団体や、特定の学校・組織等に属さないグループ等で、その構成員すべてが１８歳以下のものを指す。

（表彰の種類と基準）

（１）ジュニア文化賞

① 国内の各種のコンクール等において、全国上位６位・近畿１位に相当する成績を収めた者又は市内に事務所を有する団体若しくは市外に事務所を有する団体の一員として出場した者

② 国外の各種のコンクール等において、上位６位に相当する成績を収めた者又は市内に事務所を有する団体若しくは市外に事務所を有する団体の一員として出場した者

※市外に事務所を有する団体の一員として出場した者が、同一団体・成績で複数いる場合は、一つの対象として表彰する。

※予選を含めて、コンクール等に出場する人数又は団体数が、７人（団体）以上のコンクール等を対象とする。

（２）ジュニア文化奨励賞

上記（１）の基準に満たないが、今後の活躍が強く期待される者・団体、若しくは種々の文化活動に著しい努力が認められ、顕著な成果を挙げた者・団体（ただし、個人については、過去に同じ分野において、ジュニア文化賞・ジュニア文化奨励賞を受賞した者を除く）

※（１）（２）とも、１月１日から１２月３１日までの事象を表彰の対象とする。

（推薦手続）

文化活動を振興する組織・団体の長又は学校長等が、当該年の１月１日から１１月３０日までに推薦事項が発生した場合は１２月の指定する日までに、当該年の１２月１日から１２月３１日までに推薦事項が発生した場合は翌年１月の指定する日までに推薦調書を市長宛提出するものとする。

（受賞者の決定等）

ジュニア文化賞等選考委員会を設置し、同委員会の選考を経て市長が決定する。

（選考委員会）

選考委員会の委員の構成は次のとおりとする。

宇治市生涯学習審議会委員の代表
小学校校長会の代表
中学校校長会の代表
公立高校の代表
宇治市副市長
宇治市教育委員会教育長

（表彰）

市制施行記念日の３月１日に表彰する。
表彰状・賞を授与する。
表彰については、被表彰者・推薦者に通知する。